令和7年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(厚生労働省医薬局総務課)

項目	名	医薬品・ の措置	医療機器	器等の規制に	関する制度の見直し	に伴う税制上の所要	
税	目	所得税、	法人税、	登録免許税			
要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)については、令和元年改正法の附則において、施行後5年を目途として、改正後の法律に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を						
望	講ずるものとされている。 この検討規定に基づき、令和6年4月より厚生科学審議会医薬品医療機器制 度如今(以下「制度如今」といる。とないて、医薬品、医療機器等の提供に						
Ø	度部会(以下「制度部会」という。)において、医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しについて検討を行っている。検討結果を踏まえ、必要に応じて、医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の						
内	措置を記	苒しる。					
					平年度の減収見込額	一 百万円	
容					(制度自体の減収額)	(一 百万円)	
					(改正増減収額)	(一 百万円)	
新	(1) 政策	策目的					
設	令和元年改正法の施行状況を踏まえた更なる制度改善に加え、人口構造の						
· 拡	変化や技術革新等により新たに求められる対応を実現する観点から、医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しを検討することが必要である。						
充	(つ) t伝 4	生の心画は	-				
又	(2) 施策の必要性 制度部会における検討結果を踏まえ、必要に応じて、医薬品・医療機器等 の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。						
は							
延							
長							
を							
必							
要							
٤							
す							
る							
理							
由							

		政 策 体 系 に お け る	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康 づくりを推進すること
			施策大目標7 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること
			施策目標7-1 有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること
	合		施策目標 7 一 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、 医薬品等の安全対策等を推進すること
	理		施策目標7-3 医薬品の適正使用を推進すること
今回	性	政 策 の 達成目標	
要望		租税特別措 置の適用又 は延長期間	_
業		同上の期間	
租		│ │中 の 達 成 │ │目	
税		政策目標の	_
特別		建成状況 要望の	
措	有	措置の適用見込み	
置	効	要望の措置	医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制 上の所要の措置を講じることにより、人口構造の変化と技術革
に関	性	の効果見込 み(手段とし ての有効性)	新の影響等に対応した品質・有効性・安全性の高い医薬品等を確保するとともに、国民による医薬品等の適切な利用を実現することが可能となる。
連する事		当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
項	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
	性性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置の 妥 当 性	医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制 上の所要の措置を講じることにより、人口構造の変化と技術革 新の影響等に対応した品質・有効性・安全性の高い医薬品等を 確保するとともに、国民による医薬品等の適切な利用を実現す ることが可能となる。

5-2

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時 からので 度及び目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		